第５５回水資源機構契約監視委員会　審議概要

開　催　日　及　び　場　所	令和６年７月２日（火）　機構本社会議室	
委　　員	篠原煜夫（弁護士）、田中規夫（大学院教授）、藤川智紀（大学教授）、富樫美加（水資源機構監事）	
審　議　事　項	１．令和５年度下半期の一者応札の状況について ２．令和５年度下半期における一者応札・一者応募に関する点検について ３．令和５年度下半期における随意契約に関する点検について ４．新規随意契約案件について	
	委　　員	機構事務局
１．令和５年度下半期の一者応札の状況について ２．令和５年度下半期における一者応札・一者応募に関する点検について	・現場技術業務に配置される者はどのような雇用形態か。	・基本的には正社員と考えている。
	・人材不足の原因は、賃金や業種の問題なのか。それとも、そのような分野を専攻している学生がおらず、人材不足が起こっているのか。	・受注者も、技術者確保の取組は行っているとは思うが、これは特定の業種に限ったことではないと考えている。現状、どの業界においても人材不足、特に技術者不足は顕著に表れており、抜本的な解決に至っていないと考えている。
	・今は一者応札を問題としているが、一番の問題は、手を挙げてくれる者、入札参加者がいなくなることである。このことは水機構であれ国の施策であれ同じだと思うが、自分らの努力ではどうしようもないところでもある。このような問題を社会問題化していかなくていいのか。女性技術者や若手技術者が活躍をしている会社が評価されるというのは	・国においても業界全体の雰囲気を変えようということで、若手・女性技術者を活用した企業は伸びるというような政策誘導をして、機構もそれに則って実施している。業界の企業と意見交換する中では、コンサル業務において一般競争の総合評価落札方式で発注すると、実績のある技術者が高く評価され、若手技術者はまだ実績がなく評価されないため、技術者に登録しづらい環境にある。そこで若手技術者活用型とす

	理解するが、そもそも女性技術者になる人材はそれほど多くいないのではないか。要するに、今の施策が有効とは思えない。もともと若手も女性もそのような分野に進む人がいないことが問題であり、有効な打ち手になっていないと考える。	れば、若手技術者でも加点されることとなり、国の施策として誘導している方向に機構も協力しているところであるので、少しずつは改善されるのではと考えている。
	・この深刻な人材不足の問題について、外国人労働者を頼るか、ＡＩやＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）のような技術開発をしていくといったことが考えられるが、この一、二年で解決できるものではない。人材不足について、根本を何とかできないかということを当事者である我々が言わずして、ほかの誰か考えてくれるのか。この状況について、非常に危惧している。	・毎年、建設業協会、日本建設業連合会（日建連）、あるいは土地改良建設協会との意見交換会を行い、このような問題は共有されており、機構が取り組んでいる施策の実情等について、お知らせしているところである。
	・大きな流れの中で様々な課題があり、目前の課題として挙げられるのが、一者応札がゼロ者となり、それが続くときにどうするのかという話かと思う。現時点でも随意契約などいろいろなことを進めており、一者応札になった理由についても承知しているが、ゼロになったらどうするか、あるいは、ゼロにならないよう	・一者応札になりやすい特定の分野は幾つかあるので、そのような分野について、例えば複数年契約を導入することで、少しでも長い期間、仕事をしていただける環境を用意するということがまず一つ大きな流れかと考えている。もう一つは、いずれどこに頼んでも仕事をしていただけない環境が出てきてしまう可能性も否定できないので、機構としてできることは、我々の専門の分

	にどのような対策をとるかということも、次の段階としてはそこがまず喫緊の課題かと思うので、できることが少ない中で、そういったところも議論できればと考える。	野として扱っている部分について、ＩＴ化やＤＸを導入することで省人化を図り、直営でも効率的にできるような体制をつくることで、業者に助けていただく範囲を小さくしていくことも一つの方法なのかと考える。
	・ワーク・ライフ・バランスに関連して、コンサルタント会社等ではここ５～10年は仕事のやり方が変化し、家に仕事を持ち帰らず、土日はしっかり休むことが定着してきた中で、非洪水期にやろうとしていた業務が、ぎりぎりになったり、終わらなかったりするなど、工程的に厳しくなることが今後増えてくるのではないかと思う。そのような場合、破綻することがないよう、何か係数を掛けて、前倒しをしたり、切り分けしたり、また非洪水期にやっていたものを一部洪水期にやるなど、工夫していることはあるのか。	・機構業務の特性上、例えば、ダムであれば出水期に左右され、水路であればかんがい期がターゲットになるので、業務の実施時期に一定の制約を受ける現実はあるため、早期発注をすることで少しでも準備期間を長くする、あるいは動ける時間を長くすることで受注者の働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに影響を与えないような発注の仕方を取り組んでいるところが１点目である。また、２点目として、かんがい期あるいは出水期であっても、執行できる工事のやり方、技術の使い方を磨いていく必要がある。気候変動が叫ばれて久しい中で、日本は一年中出水期と言っても過言ではない状況になってきている。また、かんがいについても、地域によっては一年中、作業ができる環境も相当ある。そのような状況を踏まえたときに機構として、いつまでも同じやり方で良いわけではないので、技術的なアイデアを出ししながら、現場に早く実装していく努力も必要であると考えている。

３．令和５年度上半期における随意契約に関する点検について	・湖西地区建設発生土受入業務について、この浚渫土は毎年発生し、今後、何年も続くものなのか。 ・量や金額は変化するのか。 ・土地改良区側としては、これが毎年の収入になるということか。	・この業務は、琵琶湖において、毎年継続して実施している浚渫工事の際の発生土が対象になっているので、当該業務についても毎年発生していくものと考えている。 ・毎年、契約自体は行っており、数量の増減により金額は変わるが、業務内容に変更はない。 ・農地再編整備事業として実施している間は毎年の収入となるが、受け入れる余地がなくなれば、新たな受入先を確保しなければならない。
４．新規随意契約案件について	・案件なし	

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心１１番地２

ランド・アクシス・タワー内　　電話　０４８－６００－６５００

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長　　江頭　憲一（内線　2251）

技術管理室技術調査課長　　田中　英晶（内線　4631）